

武蔵野市自殺対策計画（仮称）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、武蔵野市自殺対策計画（仮称）（以下「計画」という。）を策定するにあたり必要な事項について調査及び検討をするため、武蔵野市自殺対策計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、計画の策定に必要な事項について調査及び検討をし、その結果を市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 民間事業者
- (5) 福祉関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 警察又は救急救命の関係者
- (8) 公募による者

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱の日から平成31年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委員の報酬）

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条

例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年6月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。